

就学校の変更許可基準

(平成22年3月1日以降適用)

項目	許可基準	許可されれば就学できる学校	許可期限
1 一時的理由 (住民登録の 異動に伴う)	学校行事（修学旅行、運動会等）が間近（約1カ月位）に迫っている。	引き続き現在校	学校行事の終了まで
	各学期または学年の途中である。		その学期または学年末まで
	住宅購入または新築のため住民票を事前に異動した。		実際に引越しを行う日の前日まで
	改築等により仮住まいの住所に住民登録を行った。		正式な住所に戻る日の前日まで
2 地理的理由	指定校よりも距離が近い学校がある。	指定校よりも近い学校	卒業まで
	住民登録地が調整区域にある。	通学区域の調整が適用される学校	卒業まで
3 心身的理由	対人関係が原因で、いじめ・不登校等になっている。	現在の状況を改善できる学校	事由消滅の日まで
	就学校を変更することにより、心身障害等の負担を軽くできる。	児童生徒の負担が最も軽くなる学校	事由消滅の日まで
4 家庭的理由	親の仕事により留守になるため、祖父母等に親の帰宅まで預ける。	預け先または親の勤務先が属する通学区域の学校	事由消滅の日まで
	就学校ではない他の学校に兄弟が在籍している。	兄弟が在籍している学校	卒業まで
	家庭の事情（DV等）により住民票を異動せず、引越すする。	引越先が属する通学区域の学校	事由消滅の日まで
5 その他の理由	希望する部活動が指定された学校で行われていない。 (転入の場合に限る。)	希望する部活動を行っている最短距離の学校	卒業まで
	学校選択制度の回答書において指定校への入学を希望し、転居後もその学校に通学し続けたい。	回答書において希望した学校	卒業まで
	上記のどれにもあてはまらないが、教育委員会及び学校がともに認めざるを得ない相当に特別な理由がある。	教育委員会が認めた学校	事由消滅の日まで

※通学上の安全等については、保護者が責任を持つこと。